

地域密着型サービス事業所の指定について

受付番号

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

指定介護予防支援事業所

平成26年3月17日

鴨川市長 様

所在地 千葉県鴨川市大幡1222番地1
 申請者 名称 社会福祉法人 太陽会
 代表者氏名 理事長 亀田 信介



介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ	シャカイフクシホウジン タイヨウカイ				
	名称	社会福祉法人 太陽会				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 296-0124) 千葉県鴨川市大幡1222番地1 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	04-7098-1000	FAX番号	04-7098-1002	
	法人の種別	社会福祉法人	法人所轄庁	千葉県		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ カメダ シンスケ 氏名 亀田 信介	生年月日 昭和31年7月30日	
指定を受けようとする事業所の種類	代表者の住所	(郵便番号 296-0041) 千葉県鴨川市東町929番地				
	事業所等の所在地	(郵便番号 296-0124) 千葉県鴨川市大幡1222番地1				
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
		認知症対応型通所介護				付表2
		小規模多機能型居宅介護				付表3
		認知症対応型共同生活介護				付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	平成26年4月1日		付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表
		複合型サービス				付表
	地域密着型介護予防サービス	認知症対応型通所介護				付表2
		小規模多機能型居宅介護				付表3
		認知症対応型共同生活介護				付表4
		介護予防支援				付表7
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

受付番号

施設	フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホーム メグミノサト (ユニットガタ)				
	名称	特別養護老人ホーム めぐみの里 (ユニット型)				
	所在地	(郵便番号 296-0124) 千葉県鴨川市大幡1222番地1				
	連絡先	電話番号	04-7098-1000	FAX番号	04-7098-1002	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 1条第 1項第 イ号						
管理者	フリガナ	イズミ サトル	住所	(郵便番号 296-0045) 千葉県鴨川市和泉2991-6		
	氏名	和泉 悟				
	生年月日	昭和49年4月25日				
	同一敷地内の他の事業所、施設又は 本体施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称	特別養護老人ホーム めぐみの里 めぐみの里 指定短期入所生活介護事業所 めぐみの里 指定通所介護事業所	事業所番号	1272800150 1272800101 1272800093	
		兼務する職種 及び勤務時間等	施設長・管理者			
本体施設の有無		有・無				
併設事業所の有無		有・無		併設事業所の名称、定員	特別養護老人ホーム めぐみの里 定員 78名	
短期入所生活介護の実施の有無		有・無		事業の実施形態	空床型・併設型	
入居者数(推定数を記入)		20人		短期入所利用者数(併設型の場合)	人(推定数を記入)	
従業者の職種・員数		医師	生活相談員	介護職員	看護職員	
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従
地域密着型介護老人福祉施設及び 短期入所生活介護従事者数		常勤(人)	2	8	1	3
		非常勤(人)	2	1		
常勤換算後の人数(人)		2		8.7	4	
基準上の必要人数(人)						
適合の可否						
		栄養士	機能訓練指導員	介護支援専門員	栄養士を配置しない 場合の措置	
		専従	*兼務	専従	*兼務	
地域密着型介護老人福祉施設及び 短期入所生活介護従事者数		常勤(人)	1	1	1	1
		非常勤(人)		1		
常勤換算後の人数(人)		1.5		1.88	1.5	
基準上の必要人数(人)						
適合の可否						
設備基準上の数値記載項目等		地域密着型介護老人福祉施設			短期入所生活介護	
		基準上の必要値			基準上の必要値	
		適合の可否			適合の可否	
居室	1室の最大定員	1人	人以下	4人	人以下	
	入居者1人あたりの最小床面積	14.4㎡	㎡	10.65㎡	㎡	
食堂と機能訓練室の合計面積		86.91㎡	㎡	66.73㎡	㎡	
廊下	片廊下の幅	m	m	1.8m	m	
	中廊下の幅	1.88m	m	2.7m	m	
主な掲示事項						
入所(利用)定員		20人			12人	
料	法定代理受領分(一割負担分)	介護報酬の公示上の額の1割の額			介護報酬の公示上の額の1割の額	
	法定代理受領分以外	介護報酬の公示上の額			介護報酬の公示上の額	
その他の費用						
療機関	名称	亀田総合病院		主な診療科名	内科・心療内科	
	名称	亀田クリニック		主な診療科名	歯科	
運営推進会議の有無		有・無				
添付書類		別添のとおり				

備考1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は、記入しないでください。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 太 陽 会
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
めぐみの里（ユニット型）



第1章 事業の目的と運営方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人太陽会が開設する特別養護老人ホーム めぐみの里(ユニット型)（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にあるご利用者（以下、「ご利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定されたご利用者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、ご利用者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常にご利用者の立場に立ってサービスを提供することにより、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することをめざすものとします。

- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム めぐみの里（ユニット型）
- 二 所在地 千葉県鴨川市大幡1222番地1

第2章 事業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人（常勤）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 3人（非常勤）
ご利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- 三 生活相談員 1人以上（常勤）
ご利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 7人以上（常勤換算）
ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

五 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1人以上（常勤）

ご利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

六 栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、ご利用者に対する栄養指導等を行います。

七 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その減退を防止するための訓練を行います。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行います。

九 その他従業者 1人以上

必要な事務等を行います。

第3章 利用定員

第5条（ご利用者の定員）

施設に入所できるご利用者の定員は20人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を越えて入所することはできません。

ユニット型個室 20人

第4章 同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第8条（ご利用者）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等

の適切な措置を速やかに講じることとします。

- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 施設は、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、ご利用者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当っては、従業者間で協議します。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められるご利用者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。
- 7 施設は、ご利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第5章 サービス

第9条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、ご利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、ご利用者やその家族の希望及びご利用者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案についてご利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

第10条（サービスの取り扱い方針）

施設は、ご利用者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、ご利用者の心身の状況等に応じて、ご利用者本位の適切な処置を行います。

- 2 施設は、サービスを提供するに当って、ご利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第11条（介護の内容）

介護に当たっては、ご利用者の心身の状況に応じ、ご利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上適切な方法によりご利用者を入浴させ、また、清拭を行います。
- 3 施設は、ご利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ないご利用者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護従事者を介護に従事させます。
- 7 施設は、ご利用者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせません。

第12条（食事の提供）

食事の提供は栄養並びにご利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間で行うこととします。また、ご利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8:00 ～ 9:00

昼食 12:00 ～ 13:00

夕食 18:00 ～ 19:00

第13条（相談及び援助）

施設は、常にご利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第14条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜ご利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 施設は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常にご利用者の家族との連携を図り、ご利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。
- 4 施設はご利用者の外出の機会を確保するよう努めます。

第15条（機能訓練）

施設は、ご利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第16条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第17条（栄養管理）

施設の管理栄養士は、ご利用者に適切な栄養及び内容の食事提供を行います。また、管理者の管理の下、医師、管理栄養士、看護師、計画作成介護支援専門員等が共同して栄養ケア計画を作成し、それに基づき栄養ケア・マネジメントを実施します。

第18条（ご利用者の入院期間中の取り扱い）

施設は、ご利用者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、ご利用者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第19条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、そのご利用

者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から、施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3 施設は、法廷代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、ご利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- | | | |
|---------------|---------|--------------|
| 一 食事の提供に要する費用 | 朝食 | 420円 |
| | 昼食 | 560円 |
| | 夕食 | 500円 |
| 二 居住の提供に要する費用 | ユニット型個室 | 1日あたり 2,500円 |
| 三 理美容代 | | |

四 日常生活費のうち、ご利用者が負担することが適当と認められる費用

5 前4項の一及び二については、ご利用者が、保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合は、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている金額を負担限度額とします。

6 サービスの提供に当たって、ご利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、ご利用者又はその家族の同意を得ます。

第20条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、ご利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第6章 留意事項

第21条（日課の励行）

ご利用者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第22条（面会時間）

面会時間は、原則8時30分から17時30分までとします。

第23条（喫煙）

禁煙は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含

み禁煙にご協力頂きます。

第24条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第25条（外出及び外泊）

ご利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いしています。

第26条（健康保持）

ご利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診して頂きます。

第27条（衛生保持）

ご利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第28条（禁止行為）

ご利用者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第29条（ご利用者に関する市町村への通知）

ご利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章 緊急時、非常時の対応

第30条（緊急時の対応）

従業者は、ご利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第31条（事故発生時の対応）

施設は、ご利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への運送等の措置を講じ、速やかに市町村及びご利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2 施設は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

第32条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、ご利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、従業者及びご利用者等に対し周知徹底を図るため、年3回以上非難、その他必要な訓練等を実施します。

第8章 その他

第33条（地域との連携）

施設の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第34条（勤務体制等）

施設は、ご利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 ご利用者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、ご利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第35条（記録の整備）

施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、ご利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第36条（苦情処理）

施設は、ご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、ご利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 施設は、サービスに関するご利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第37条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第38条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、ご利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合ご利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第39条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第40条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とするご利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第41条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又は、その従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取しません。

第42条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規定は、平成26年4月1日から施行する。